

作成日 2011/04/06
改訂日 2011/07/22

製品安全データシート

1. 化学物質等及び会社情報

化学物質等の名称 ボンド 内壁シール
製品コード 171711katei
会社名 コニシ株式会社
住所 大阪市中央区道修町1-7-1(北浜TNKビル)
担当部門 大阪研究所 研究開発第1部
電話番号(大阪営業推進部) 06-6228-2995
緊急連絡電話番号(夜間・休日) 090-7356-6462
推奨用途及び使用上の制限 ●壁と柱・天井とのスキ間に。●据え付け什器と壁のスキ間に。●内壁のひび割れに。●壁紙・壁クロス貼りの下地調整に。●塗装前の下地調整に。所定の用途以外には使用しないこと。

2. 危険有害性の要約

GHS分類
物理化学的危険性 可燃性固体 区分外
自然発火性固体 区分外
自己発熱性化学品 区分外
水反応可燃性化学品 区分外
酸化性固体 区分外
健康に対する有害性 特定標的臓器毒性(反復暴露) 区分2(肺)
吸引性呼吸器有害性 区分外
上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

GHSラベル要素
シンボル



注意喚起語 警告
危険有害性情報 H373 長期又は反復暴露による肺の障害のおそれ
注意書き
安全対策 ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。(P260)
救急措置 気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。(P314)
廃棄 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別 混合物
一般名 アクリル樹脂系エマルジョン形接着剤

成分	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
酸化チタン(IV)	1~5%	TiO ₂	(1)-558		13463-67-7

分類に寄与する不純物及び安 情報なし

定化添加物

労働安全衛生法 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、未満) 酸化チタン(IV)(政令番号:191)(5%
施行令第18条の2別表第9)

4. 応急措置

吸入した場合	被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 気分が悪い時は、医師に連絡すること。
皮膚に付着した場合	直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと、又は取り去ること。 多量の水と石鹸で洗うこと。 直ちに医師に連絡すること。
目に入った場合	水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 直ちに医師に連絡すること。
飲み込んだ場合	口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。 直ちに医師に連絡すること。
応急措置をする者の保護	救助者は必要に応じて適切な保護具を着用する。

5. 火災時の措置

消火剤 特有の消火方法 消火を行う者の保護	大量の水、二酸化炭素、粉末消火剤、土 ガスの滞留しない場所で風上より消火し、漏洩防止処置を施す。 消火作業の際は、空気呼吸器を含め適切な防護服（耐熱性）を着用する。
-----------------------------	--

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護 具および緊急措置	関係者以外の立入りを禁止する。 漏洩場所を換気する。 漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。 作業者は適切な保護具（『8. ばく露防止措置及び保護措置』の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。
環境に対する注意事項	環境中に放出してはならない。 河川等に排出され、環境へ影響を起ささないように注意する。 希釈水は汚染を引き起こすおそれがある。
回収・中和	少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。 大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。
封じ込め及び浄化方法・機材 二次災害の防止策	危険でなければ漏れを止める。 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。 床面に残るとすべる危険性があるため、こまめに処理する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い	
技術的対策	『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
局所排気・全体換気 安全取扱い注意事項	情報なし 換気の良い場所で取り扱うこと。 眼、皮膚又は衣類に付けないこと。 取扱い後はよく手を洗いうがいをする。
接触回避	『10. 安定性及び反応性』を参照。
保管	
技術的対策 混触危険物質 保管条件	特別に技術的対策は必要としない。 『10. 安定性及び反応性』を参照。 保管温度：2～40℃ 日光から遮断すること。 容器を密閉して保管すること。 凍結厳禁。
容器包装材料	包装、容器の規制はないが密閉式の破損しないものに入れる。

8. 暴露防止及び保護措置

管理濃度、許容濃度

	管理濃度(厚生労働省)	許容濃度(産衛学会)	ACGIH
酸化チタン (IV)	未設定	【粉塵許容濃度】(第2種粉塵) 吸入性粉塵1mg/m ³ 総粉塵4mg/m ³ (IV)	TWA 10mg/m ³

設備対策

換気をしながらご使用ください。
本製品を貯蔵又は使用する設備は、眼洗浄施設及び安全シャワーを設置したほうがよい。

保護具

呼吸器の保護具

情報なし

衛生対策

取扱い後はよく手を洗うこと。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状态

形状 エマルジョン
色 白色
臭い わずかにアクリル臭
pH 7.0 ~ 9.0
沸点、初留点及び沸騰範囲 沸点：約100℃
引火点 引火せず
自然発火温度 なし
比重(密度) 1.5~1.6 g/cm³
溶解性 水に任意
粘度 90~150 Pa·s

10. 安定性及び反応性

安定性 通常の条件下で安定である。
危険有害反応可能性 反応性なし。
避けるべき条件 データなし
混触危険物質 酸化性物質、その他一般的な混触禁止物質との混触を避ける。
危険有害な分解生成物 燃焼などによりCO等の有害ガスを発生する恐れがある。

11. 有害性情報

急性毒性

経口 分類結果は急性毒性(経口)一区分外となるが、分類できない成分が約80%含まれるため急性毒性(経口)一分類できないとした。
経皮 分類結果は急性毒性(経皮)一区分外となるが、分類できない成分が約80%含まれるため急性毒性(経皮)一分類できないとした。
吸入 分類結果は急性毒性(吸入:蒸気)一区分外となるが、分類できない成分が約80%含まれるため急性毒性(吸入:蒸気)一分類できないとした。
粉じん、ミストによる健康への有害性は判断できないため急性毒性(吸入:粉じん、ミスト)一分類できないとした。

皮膚腐食性/刺激性

分類結果は皮膚腐食性/刺激性一区分外となるが、分類できない成分が約80%含まれるため皮膚腐食性/刺激性一分類できないとした。

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性

分類結果は眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性一区分外となるが、分類できない成分が約80%含まれるため眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性一分類できないとした。

呼吸器感受性又は皮膚感受性

データなしのため呼吸器感受性一分類できないとした。
分類結果は皮膚感受性一区分外となるが、分類できない成分が約80%含まれるため皮膚感受性一分類できないとした。

生殖細胞変異原性

分類結果は生殖細胞変異原性一区分外となるが、分類できない成分が約80%含まれるため生殖細胞変異原性一分類できないとした。

発がん性

分類結果は発がん性一区分外となるが、分類できない成分が約80%含

生殖毒性	まれるため発がん性一分類できないとした。 データなし
特定標的臓器毒性 (単回暴露)	分類結果は特定標的臓器毒性 (単回暴露) 一区分外となるが、分類できない成分が約80%含まれるため特定標的臓器毒性 (単回暴露) 一分類できないとした
特定標的臓器毒性 (反復暴露)	混合物の成分の特定標的臓器毒性 (反復暴露) 一区分1 (吸入: 肺) の濃度が1%以上10%未満のため特定標的臓器毒性 (反復暴露) 一区分2 (吸入: 肺) とした。
吸引性呼吸器有害性	40℃動粘性率が20.5 mm ² /sより大きいいため吸引性呼吸器有害性一区分外とした。

1 2. 環境影響情報

環境に対する有害性	
水生環境急性有害性	分類結果は水生環境急性有害性一区分外となるが、分類できない成分が約80%含まれるため水生環境急性有害性一分類できないとした。
水生環境慢性有害性	分類結果は水生環境慢性有害性一区分外となるが、分類できない成分が約80%含まれるため水生環境慢性有害性一分類できないとした。
生態毒性	情報なし
環境影響その他	製品や洗浄水が、地面、川や排水溝に直接流れないように対処すること。河川等に流出した場合は、エマルジョン中の樹脂の粘着による呼吸困難のため、魚類が死亡する場合がある。漏洩、廃棄などの際には、環境に影響を与える恐れがあるので、取扱いに注意する。

1 3. 廃棄上の注意

残余廃棄物	廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。 一般廃棄物として処理する。
汚染容器及び包装	チューブや少容量プラスチック容器製品で一般廃棄物とする場合は次のように分別し、回収または廃棄処分する。 普通ゴミ・可燃物 (紙類、プラスチック・ゴム) 普通ゴミ・不燃物 (金属、ガラス・陶磁器) 普通ゴミ・不燃物 (雑物)

1 4. 輸送上の注意

国際規制	
海上規制情報	該当しない
UN No.	該当しない
Marine Pollutant	Not applicable
航空規制情報	該当しない
UN No.	該当しない
国内規制	
陸上規制情報	消防法、労働安全衛生法、毒物劇物取締法に該当する場合は、それぞれの該当法規に定められている運送方法に従うこと。
海上規制情報	該当しない
国連番号	該当しない
海洋汚染物質	非該当
航空規制情報	該当しない
国連番号	該当しない
特別安全対策	『7. 取扱い及び保管上の注意』の記載に従うこと。 容器の漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷のないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行うこと。

1 5. 適用法令

労働安全衛生法	名称等を通知すべき危険物及び有害物 (法第57条の2、施行令第18条の2別表第9)
消防法	非危険物

外国為替及び外国貿易法

輸出貿易管理令別表第1の16の項(2)

16. その他の情報

連絡先

参考文献

その他

前版からの変更点

『1. 化学物質等及び会社情報』に記載。

J I S Z 7 2 5 0-2 0 0 5 化学物質安全データシート (MSDS)

J I S Z 7 2 5 2-2 0 0 9 GHSに基づく化学物質等の分類方法

経済産業省 事業者向けGHS分類ガイダンス (平成21年3月)

社団法人 日本化学工業協会 GHS対応ガイドライン (平成20年10月)

月)

日本ケミカルデータベース(株)MSDS作成システム「ロジスト」により作成。

危険・有害性の評価は必ずしも十分ではないので、取扱いには十分注意して下さい。

以前にお渡しした本製品の製品安全データシートをお持ちの方は破棄して下さい。

法改正や製品の改良によりMSDSを改訂する場合がありますので、作成・改訂日が2年以上たっている場合は最新版であるかどうか御確認下さい。

MSDSの伝達の経路：製品安全データシート (MSDS) は原則として次の経路で最終取扱事業者様へ伝達されます。恐れ入りますが、未入手の場合のMSDSの御請求や最新版の問い合わせは、販売ルートを通じてお申し出下さい。【メーカー⇒代理店⇒取扱い事業者】

「1. 化学物質等及び会社情報」に変更があります

「7. 取扱い及び保管上の注意」に変更があります